

『宿泊約款・浜名湖レークサイドプラザ』

(適用範囲)

- 第1条** 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般的に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に係わらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条** 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者氏名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理をいたします。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条** 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に通告した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払い

を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとしてお取り扱いさせていただきます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする虞があると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病に罹っていると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、静岡県旅館業法施行条例第5条に規定する次の場合に該当するとき。
 - ① 泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす虞があると認められる場合
 - ② 旅館業法第6条第2項の規定に違反して、氏名等を告げない場合
- (8) 宿泊しようとする者が、以下の各号の一に該当すると当ホテルが認めたとき。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、過激行動団体、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）の構成員又は関係者である場合
 - ② 暴力団等の構成員又はその関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ③ 法人でその役員の中に暴力団等の構成員又は関係者がいる場合
 - ④ 当ホテルのお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑤ 当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い、又は暴力団等の威力を背景として合理的範囲を超える負担を要求した場合

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払い以前に宿泊客が宿泊契約を解除した場合は除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知した場合に限ります。

- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日の20時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合に該当するときは、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする虞があると認められるとき、又は同種行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染性の疾病に罹っていると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (6) 宿泊客が静岡県旅館業法施行条例第5条に規定する次の場合に該当するとき。
 - ① 泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす虞があると認められる場合
 - ② 旅館業法第6条第2項の規定に違反して、氏名等を告げない場合
 - (7) 宿泊客が、以下の各号の一に該当すると当ホテルが認めたとき。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、過激行動団体、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）の構成員又は関係者である場合
 - ② 暴力団等の構成員又はその関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ③ 法人でその役員の内には暴力団等の構成員又は関係者がいる場合
 - ④ 当ホテルのお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑤ 当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い、又は暴力団等の威力を背景として合理的範囲を超える負担を要求した場合
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、損害賠償の求めには応じかねますが、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所・職業及び緊急連絡先
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の利用時間)

- 第9条** 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は15時から翌朝10時迄とします。会員の場合は、それぞれの利用規定によります。別途契約により時間が異なる場合があります。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は、次に掲げる延長料金を申し受けます。
- (1) 超過2時間まで 2,160 円。
- (2) 以後、1時間ごとに 1,080 円。ただし、延長は15時迄とし、それ以降は宿泊扱いとさせていただきます。

(利用規則の遵守)

- 第10条** 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条** 当ホテルの主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等のサービス時間

イ 門限 : 24時00分
ロ フロントサービス : 24時間

- (2) 飲食等(施設)サービス時間

イ 朝食 : 7時00分～10時00分
ロ 昼食 : 11時30分～14時00分
ハ 夕食 : 18時00分～21時00分

- ニ その他飲食等

ラウンジ : 9時00分～23時00分(平日)
: 9時00分～23時00分(土・祝前日)
: 9時00分～23時00分(日・祝日)

ナイトラウンジ : 19時00分～24時00分

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜の方法を以ってお知らせいたします。

(宿泊料金の支払い)

- 第12条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第13条** 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときには、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができない場合の取り扱い)

- 第14条** 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設に斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定に係わらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

- 第15条** 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条** 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前

に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したとき当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合、貴重品については発見日を含めて最長で7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けますが、10万円以上の多額現金（相当の物品を含む）については警察当局の指示に従い、発見日の翌日に最寄りの警察署に届けます。その他については当ホテルにて処分させていただきます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、第2項の場合にあつては前条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの預託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によつて損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(インターネット通信の責任)

第19条 当ホテル内からのインターネット通信のご利用に当たりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、ご利用者が如何なる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、インターネット通信のご利用について当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合は、ご利用者にその損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 容
宿泊者が 支払うべ き総額	宿泊料金	①基本宿泊料金(室料+夕食・朝食料)(サービス料込)
	追加料金	②追加飲食(夕・朝食以外の飲料代)及びその他の利用料金(サービス料込)
	税金	消費税、入湯税

- 備考 1 基本宿泊料はフロントで掲示する料金表になります。
- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具等を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは、実費3,240円をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除日の通知を受けた日			
2日前	前日	当日	当日(通知なし)
30%	50%	100%	100%(税込)

- 注) 1 比率は、基本宿泊料に対する違約金の割合率です。
- 2 契約日数が短縮した場合、その日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3 会員の違約金は、それぞれの利用規定によります。